

指定訪問看護 サービス

重要事項説明書

<介護保険>

個人情報使用同意書

株式会社Guide People
訪問看護ステーション 樂～らん～

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年大阪市条例第26号）」の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社Guide People
代表者氏名	森下 建一
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府大阪市住吉区長居東四丁目2番3号FRONT FIELD長居東2階C 電話：06-6654-3669 070-8363-6356 050-3552-5517 FAX：072-344-5397
法人設立年月日	2019年10月1日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション欒～らん～
介護保険指定 事業所番号	2762090633
事業所所在地	大阪府大阪市住吉区長居東四丁目2番3号FRONT FIELD長居東2階C
連絡先 管理者名	電話：06-6654-3669 070-8363-6356 050-3552-5517 FAX：072-344-5397 管理者：森下 建一
事業所の通常の 事業の実施地域	大阪市（港区、大正区、住之江区、浪速区、西成区、住吉区、東住吉区、天王寺区、阿倍野区、生野区、平野区） 堺市、和泉市、高石市、泉大津市、松原市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的及び 運営方針	1) 利用者に対し、かかりつけ医から交付された訪問看護指示書に基づき、看護師等が訪問し看護サービスを提供することで、その心身機能の維持回復を行うことを目的とします。 2) 可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとします。 3) 関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとします。
-----------------	---

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日 ※祝日・日曜日休み、12月31日～1月3日休み
営業時間	9：00～18：00（受付時間9:00～17:30）

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日～土曜日
サービス提供時間	9：00～18：00

(5) 事業所の職員体制

管理者	森下 建一
-----	-------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 	常勤1名
サービス提供責任者	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画を交付します。 4 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。 5 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 6 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 7 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 8 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 	常勤1名
看護職員 (看護師・ 准看護師)	<ol style="list-style-type: none"> 1 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。 2 利用者へ訪問看護計画を交付します。 3 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 4 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。 5 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 	常勤4名 非常勤16名
理学療法士 等	<ol style="list-style-type: none"> 1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。 	常勤0名 非常勤0名
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤0名 非常勤1名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示及び利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	<p>訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 健康状態のアセスメント <ul style="list-style-type: none"> 全身の健康状態(体温、呼吸、脈拍、血圧、体重、筋力、視力、聴力、皮膚の状態、意欲、意思疎通、認知・精神状態、睡眠、栄養状態、排泄状況等)のアセスメント 病状や障がいのアセスメント 日常生活に影響を及ぼす要因のアセスメント 2 日常生活の支援 <ul style="list-style-type: none"> 清潔ケア(清拭、入浴介助等) 栄養管理及びケア(食事摂取への支援、脱水予防等) 排泄管理及びケア(排泄の自立支援、ストーマ管理、適切なおむつ使用等) 療養環境の整備(適切な福祉用具の使用等) コミュニケーションの支援 褥瘡・拘縮・肺炎・低栄養等の予防、健康維持・悪化防止の支援 寝たきり予防のためのケア 3 心理的な支援 <ul style="list-style-type: none"> 精神・心理状態の安定化のケア 睡眠等日常生活リズムの調整 リラックスのためのケア 希望や思いを尊重した生活目標に沿った支援(生きがい、家族や隣人とのつながりなど) 家族や関係職種間の人間関係の調整 利用者の思いの尊重、尊厳の維持 利用者の権利擁護(代弁者(アドボカシー)) 4 家族等介護者の相談・支援 <ul style="list-style-type: none"> 介護・看護負担に関する相談 健康管理、日常生活に関する相談 精神的支援 患者会、家族会、相談窓口の紹介 5 医療的ケア <ul style="list-style-type: none"> 医師の指示に基づく医行為(点滴注射、褥瘡・創傷処置等) 医療機器や器具使用者のケア(経管栄養法管理、様々な留置カテーテルの管理、在宅酸素療法管理、吸引、人工呼吸器使用上の管理等) 疼痛、血糖コントロール、脱水等の症状マネジメントと医師等への情報提供 服薬管理 急変、急性増悪等による緊急時対応(24時間体制) その他、主治医の指示による処置・検査等 6 ケアの連携 <ul style="list-style-type: none"> 関連職種・機関との連携・相談、入院退院時のケアの引き継ぎ 7 社会資源の活用 <ul style="list-style-type: none"> 社会資源に関する情報提供、利用のための援助

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- 1 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- 2 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- 3 利用者の同居家族に対するサービス提供
- 4 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- 5 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- 6 その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

【 指定訪問看護ステーションの場合 】

サービス提供区分	算定項目	介護報酬額	ご利用者様負担額		
			1割	2割	3割
昼間（8時～18時）					
20分未満（313単位）	看護師による場合	3,480円	348円	696円	1,044円
	准看護師による場合	3,135円	314円	627円	941円
20分未満（282単位）	看護師による場合	5,226円	523円	1,046円	1,568円
	准看護師による場合	4,703円	471円	941円	1,411円
30分未満（470単位）	看護師による場合	9,129円	913円	1,826円	2,739円
	准看護師による場合	8,217円	822円	1,644円	2,466円
30分未満（423単位）	看護師による場合	12,510円	1,251円	2,502円	3,753円
	准看護師による場合	11,264円	1,127円	2,253円	3,380円
30分以上（821単位）	看護師による場合	11,264円	1,127円	2,253円	3,380円
	准看護師による場合	11,264円	1,127円	2,253円	3,380円
1時間未満（739単位）	看護師による場合	11,264円	1,127円	2,253円	3,380円
	准看護師による場合	11,264円	1,127円	2,253円	3,380円
1時間以上（1,125単位）	看護師による場合	11,264円	1,127円	2,253円	3,380円
	准看護師による場合	11,264円	1,127円	2,253円	3,380円
1時間30分未満（1,013単位）	看護師による場合	11,264円	1,127円	2,253円	3,380円
	准看護師による場合	11,264円	1,127円	2,253円	3,380円
早朝（6時～8時）、夜間（18時～22時）25%加算					
20分未満（391単位）	看護師による場合	4,347円	435円	870円	1,305円
	准看護師による場合	3,925円	393円	785円	1,178円
20分未満（353単位）	看護師による場合	6,538円	654円	1,308円	1,962円
	准看護師による場合	5,882円	589円	1,177円	1,765円
30分未満（588単位）	看護師による場合	11,409円	1,141円	2,282円	3,423円
	准看護師による場合	10,274円	1,028円	2,055円	3,083円
30分未満（529単位）	看護師による場合	15,634円	1,564円	3,127円	4,691円
	准看護師による場合	14,077円	1,408円	2,816円	4,224円
30分以上（1,026単位）	看護師による場合	15,634円	1,564円	3,127円	4,691円
	准看護師による場合	14,077円	1,408円	2,816円	4,224円
1時間未満（924単位）	看護師による場合	15,634円	1,564円	3,127円	4,691円
	准看護師による場合	14,077円	1,408円	2,816円	4,224円
1時間以上（1,406単位）	看護師による場合	15,634円	1,564円	3,127円	4,691円
	准看護師による場合	14,077円	1,408円	2,816円	4,224円
1時間30分未満（1,266単位）	看護師による場合	15,634円	1,564円	3,127円	4,691円
	准看護師による場合	14,077円	1,408円	2,816円	4,224円
深夜（22時～6時）50%加算					
20分未満（470単位）	看護師による場合	5,226円	523円	1,046円	1,568円
	准看護師による場合	4,703円	471円	941円	1,411円
20分未満（423単位）	看護師による場合	7,839円	784円	1,568円	2,352円
	准看護師による場合	7,061円	707円	1,413円	2,119円
30分未満（705単位）	看護師による場合	13,699円	1,370円	2,740円	4,110円
	准看護師による場合	12,332円	1,234円	2,467円	3,700円
30分未満（635単位）	看護師による場合	18,770円	1,877円	3,754円	5,631円
	准看護師による場合	16,902円	1,691円	3,381円	5,071円
30分以上（1,232単位）	看護師による場合	18,770円	1,877円	3,754円	5,631円
	准看護師による場合	16,902円	1,691円	3,381円	5,071円
1時間未満（1,109単位）	看護師による場合	18,770円	1,877円	3,754円	5,631円
	准看護師による場合	16,902円	1,691円	3,381円	5,071円
1時間以上（1,688単位）	看護師による場合	18,770円	1,877円	3,754円	5,631円
	准看護師による場合	16,902円	1,691円	3,381円	5,071円
1時間30分未満（1,520単位）	看護師による場合	18,770円	1,877円	3,754円	5,631円
	准看護師による場合	16,902円	1,691円	3,381円	5,071円

【 理学療法士等による訪問の場合 】

サービス提供区分	提供時間帯	介護報酬額	ご利用者様負担額		
			1割	2割	3割
1日に2回までの場合	昼間(293単位)	3,258円	326円	652円	978円
	早朝夜間(366単位)	4,069円	407円	814円	1,221円
	深夜(440単位)	4,892円	490円	979円	1,468円
1日に2回を超えて行う場合	昼間(264単位)	2,935円	294円	587円	881円
	早朝夜間(330単位)	3,669円	367円	734円	1,101円
	深夜(396単位)	4,403円	441円	881円	1,321円

【 病院又は診療所の場合 】

サービス提供区分	算定項目	介護報酬額	ご利用者様負担額		
			1割	2割	3割
昼 間 (8 時 ~ 1 8 時)					
20分未満 (265単位)	看護師による場合	2,946円	295円	590円	884円
	准看護師による場合	2,657円	266円	532円	798円
20分未満 (239単位)	看護師による場合	4,425円	443円	885円	1,328円
	准看護師による場合	3,980円	398円	796円	1,194円
30分未満 (398単位)	看護師による場合	6,371円	638円	1,275円	1,912円
	准看護師による場合	5,737円	574円	1,148円	1,722円
30分以上 (573単位)	看護師による場合	9,363円	937円	1,873円	2,809円
	准看護師による場合	8,428円	843円	1,686円	2,529円
1時間未満 (516単位)					
1時間以上 (842単位)					
1時間30分未満 (758単位)					
早朝 (6 時 ~ 8 時) 、 夜間 (1 8 時 ~ 2 2 時) 25%加算					
20分未満 (331単位)	看護師による場合	3,680円	368円	736円	1,104円
	准看護師による場合	3,324円	333円	665円	998円
20分未満 (299単位)	看護師による場合	5,537円	554円	1,108円	1,662円
	准看護師による場合	4,981円	499円	997円	1,495円
30分未満 (498単位)	看護師による場合	7,961円	797円	1,593円	2,389円
	准看護師による場合	7,172円	718円	1,435円	2,152円
30分以上 (716単位)	看護師による場合	11,709円	1,171円	2,342円	3,513円
	准看護師による場合	10,541円	1,055円	2,109円	3,163円
1時間未満 (645単位)					
1時間以上 (1,053単位)					
1時間30分未満 (948単位)					
深 夜 (2 2 時 ~ 6 時) 50%加算					
20分未満 (398単位)	看護師による場合	4,425円	443円	885円	1,328円
	准看護師による場合	3,992円	400円	799円	1,198円
20分未満 (359単位)	看護師による場合	6,638円	664円	1,328円	1,992円
	准看護師による場合	5,971円	598円	1,195円	1,792円
30分未満 (597単位)	看護師による場合	9,563円	957円	1,913円	2,869円
	准看護師による場合	8,606円	861円	1,722円	2,582円
30分以上 (860単位)	看護師による場合	14,044円	1,405円	2,809円	4,214円
	准看護師による場合	12,643円	1,265円	2,529円	3,793円
1時間未満 (774単位)					
1時間以上 (1,263単位)					
1時間30分未満 (1,137単位)					

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで

【指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合】

サービス提供区分	算定項目	介護報酬額	ご利用者様負担額		
			1割	2割	3割
(2,954単位) 通常の場合(月額定額制) (2,895単位)	看護師による場合	32,848円	3,285円	6,570円	9,855円
	准看護師による訪問が 1回でもある場合	32,192円	3,220円	6,439円	9,658円
(97単位) 日割計算の場合 (1日につき)(95単位)	看護師による場合	1,078円	108円	216円	324円
	准看護師による訪問が 1回でもある場合	1,056円	106円	212円	317円

加算名称	介護報酬額	利用者負担額			算定回数等
		1割	2割	3割	
緊急時訪問看護加算 (訪問看護ステーション) (574単位)	6,382円	639円	1,277円	1,915円	1月につき
緊急時訪問看護加算 (病院又は診療所) (315単位)	3,502円	351円	701円	1,051円	1月につき
特別管理加算(Ⅰ) (500単位)	5,560円	556円	1,112円	1,668円	1月につき
特別管理加算(Ⅱ) (250単位)	2,780円	278円	556円	834円	
ターミナルケア加算 (2000単位)	22,240円	2,224円	4,448円	6,672円	死亡月に1回
初回加算 (300単位)	3,336円	334円	668円	1,001円	初回のみ、1回につき
退院時共同指導加算 (600単位)	6,672円	668円	1,335円	2,002円	1回につき
看護・介護職員連携強化加算 (250単位)	2,780円	278円	556円	834円	1月につき
看護体制強化加算(Ⅰ) (550単位)	6,116円	612円	1,224円	1,835円	1月につき
看護体制強化加算(Ⅱ) (200単位)	2,224円	223円	445円	668円	1月につき
複数名訪問看護加算(Ⅰ) (254単位) (402単位)	2,824円	283円	565円	848円	1回につき(30分未満)
	4,470円	447円	894円	1,341円	1回につき(30分以上)
複数名訪問看護加算(Ⅱ) (201単位) (317単位)	2,235円	224円	447円	671円	1回につき(30分未満)
	3,525円	353円	705円	1,058円	1回につき(30分以上)
長時間訪問看護加算 (300単位)	3,336円	334円	668円	1,001円	1回につき
中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数 の10%加算	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	1回につき
中山間地域等に居住する者 へのサービス提供加算	所定単位数 の5%加算	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	1回につき
要介護5の者の場合(+800 単位) (定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業所と連携する場合)	8,896円	890円	1,780円	2,669円	1月につき

サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 〈訪問看護ステーション及び 病院又は診療所〉(6単位)	66円	7円	14円	20円	1回につき
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 〈訪問看護ステーション及び 病院又は診療所〉(3単位)	33円	4円	7円	10円	1回につき
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 〈定期巡回・随時対応型訪問介護 看護 事業所と連携する場合〉(50 単位)	556円	56円	112円	167円	1月につき
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 〈定期巡回・随時対応型訪問介護 看護 事業所と連携する場合〉(25 単位)	278円	28円	56円	84円	1月につき
新型コロナウイルス感染症 への対応	所定単位数 の1/1000	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	1月につき (令和3年9月30日まで)

- ※ 当事業所と同一の建物若しくは同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者に対して訪問看護を行った場合は、上記金額の90/100となります。
当事業所と同一の建物若しくは同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の建物に居住する利用者に対して訪問看護を行った場合は上記金額の85/100となります。
- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行います。
- ※ 緊急時訪問看護加算は、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある旨を説明し、同意を得た場合に加算します。
- ※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。)に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。
なお、特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する状態の利用者に対して

- ・ 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
- ・ 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ・ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ・ 真皮を超える褥瘡の状態
- ・ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

訪問看護を行った場合に加算します。

- ※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。）に加算します。
「その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

- イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）をいう。）、他系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
- ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

- ※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。なお、退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。
- ※ 退院時共同指導加算は入院若しくは入所中の者に対し、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に加算します。なお、初回加算を算定する場合は算定しません。
- ※ 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。
- ※ 複数名訪問看護加算Ⅰは、二人の看護師等（両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。）が同時に訪問看護を行う場合（利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等）に加算し、複数名訪問看護加算Ⅱは、看護師等が看護補助者と同時に訪問看護を行う場合に加算します。
- ※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費（1時間以上1時間30分未満）に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。
- ※ サービス提供体制強化加算及び看護体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして大阪市に届け出た訪問看護事業所が、利用者に対して、訪問看護を行った場合に加算します。
- ※ 主治の医師（介護老人保健施設の医師を除く）から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による提供となります。
- ※ 【利用料の支払いについて、事業者が法定代理受領を行わない場合】
上記に係る利用料は、利用者が全額を一旦お支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に、利用者負担額を除いた居宅介護サービス費の支給申請を行ってください。

4 その他の費用について

1 交通費	通常のサービス実施地域を超える場合に限り1キロ 100円の交通費が1回の利用ごとに実費負担となります。
2 キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。

	24時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	当日ご連絡の場合	1 提供当りの料金の 50%を請求いたします。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。できる限り前々日の営業時間内に連絡を頂きますようお願いいたします。		

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法について

1 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等	1 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 2 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日前後に利用者あてお届け(郵送)します。または訪問スタッフから請求書をお渡しします。
2 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合)、その他の費用の支払い方法等	1 サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の翌28日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア) 事業者指定口座への振り込み (イ) 現金支払い 2 お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)

※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2か月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

※ 事業者指定振込口座(●振込手数料は利用者様負担となります。)

口座名義	カ) ガイドピープル
振込先	池田泉州銀行 和泉中央支店(店番073)
口座番号	普通 3091908

6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護員の変更を希望される場合は、右の相談担当者までご相談ください。	ア サービス担当責任者	森田 顕与
	イ 連絡先電話番号	06-6654-3669 070-1244-1436
	ウ 受付日及び受付時間	月～土 9:00～17:30

※ 担当する看護職員は、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行

われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとしします。

- (3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行ないます。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 森下 建一
虐待防止に関する担当者	サービス担当責任者 森田 顕与

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (6) 虐待の防止のための指針を作成します。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

1 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ul style="list-style-type: none"> 1 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとしします。 2 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 3 また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 4 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としします。
--------------------------	---

2 個人情報の保護について

- 1 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- 2 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- 3 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

また訪問時、再三の呼びかけ(10分程度)に対して応答がない場合、指定された緊急連絡先へ連絡し所在確認をお願いしております。ご家族により判断された場合、またはご家族に連絡が取れない場合、救急・警察に連絡することがありますのでご了承下さい。

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	公益財団法人 日本訪問看護財団
保険名	あんしん総合保険制度
補償の概要	賠償責任保険

12 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 居宅介護支援事業者等との連携

- 1 指定訪問看護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- 2 サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- 3 サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

15 サービス提供の記録

- 1 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- 2 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- 3 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- 4 提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

16 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

17 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

18 指定訪問看護サービス内容の見積もりについて

- このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

- (1) 訪問看護計画を作成する者

氏 名 _____ (連絡先 : _____)

(2) 提供予定の指定訪問看護の内容と利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

※（例）

曜日	訪問時間帯	サービス内容	介護保険 適用の有 無	利用料	利用者 負担額
月					
火					
水					
木					
金					
土					
日					
1週当りの利用料、利用者負担額（見積もり）合計額				円	円

(3) その他の費用

①交通費の有無	無 ・ 有 サービス提供1回当り…（ 円）
②キャンセル料	重要事項説明書4-②記載のとおりです。

(4) 1か月当りのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	円
----------	---

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

19 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- 1 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- 2 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします
 - まず話を詳しく聞き、不快な気持ちにさせた事に対して謝罪します。
 - 話しの内容の事実関係を確認します。5W1H（いつ・どこで・だれが・なにを・なぜ・どのように）と確認させていただきます。
 - 今後の対応を検討してお伝えします。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 訪問看護ステーション樂～らん～ 管理者 森下 建一	所在地：大阪府大阪市住吉区长居東四丁目2番3号FRONT FIELD長居東2階C 電話番号：06-6654-3669 070-8363-6356 050-3552-5517 FAX番号：072-344-5397 受付時間：月～土曜日 9:00～17:30
--	---

【区役所（保険者）の窓口】 利用者の居住する区の区役所介護保険担当 部署の名称：_____	所在地 電話番号 FAX番号 受付時間
【市役所（保険者）の窓口】 大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課 （指定・指導グループ）	大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331号 電話番号：06-6241-6310 FAX:06-6241-6608 受付時間 9：00～17：30
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪市中央区常盤町一丁目3番8号 中央大通FNビル 電話番号06-6949-5418 受付時間 9:00～17:00（土日祝休み）

20 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無し
実施した直近の年月日	年 月 日
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

21 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年大阪市条例第26号）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府大阪市住吉区长居東四丁目2番3号 FRONT FIELD長居東2階C
	法人名	株式会社Guide People
	代表者名	森下 建一 印
	事業所名	訪問看護ステーション楽～らん～
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印
代理人	住所	
	氏名	印

(メモ)

この重要事項説明書の内容説明に基づき、この後、契約を締結する場合には利用者及び事業者の双方が、事前に契約内容の確認を行った旨を文書で確認するため、利用者及び事業者の双方が署名又は記名（必要に応じて押印）を行います。

サービス提供を行うに際しては、介護保険の給付を受ける利用者本人の意思に基づくものでなければならないことはいうまでもありません。

したがって、重要事項の説明を受けること及びその内容に同意し、かつサービス提供契約を締結することは、利用者本人が行うことが原則です。

しかしながら、本人の意思に基づくものであることが前提であるが、利用者が契約によって生じる権利義務の履行を行い得る能力（行為能力）が十分でない場合は、代理人（法定代理人・任意代理人）を選任し、これを行うことができます。

なお、任意代理人については、本人の意思や立場を理解しうる立場の者（たとえば同居親族や近縁の親族など）であることが望ましいものと考えます。

なお、手指の障害などで、単に文字が書けないなどといった場合は、利用者氏名欄の欄外に、署名を代行した旨、署名した者の続柄、氏名を付記することで差し支えないものと考えます。

(例)

上記署名は、浪速 花子（子）が代行しました。

【個人情報の保護に関する取扱いについてのお知らせ】

『訪問看護ステーション樂～らん～』では、ご利用者が安心して訪問看護を受けられるように、ご利用者の個人情報の取扱いに万全の体制で取り組んでおります。ご不明な点などございましたら、担当窓口にお問合わせください。

○ 個人情報の利用目的について

当訪問看護ステーションでは、ご利用者の個人情報を下記の目的で利用させていただきます。これら以外の利用目的で使用する場合は、改めてご利用者の同意をいただくようにいたします。

○ 個人情報の訂正・利用停止について

当訪問看護ステーションが保有しているご利用者の個人情報の内容が事実と異なる場合などは訂正・利用停止を求めることができます。調査の上、対応いたします。

○ 個人情報の開示について

ご自身の訪問看護記録等の閲覧や複写をご希望の場合は、担当者までお申し出下さい。
なお、開示には手数料がかかりますのでご了承ください。

○ 相談窓口のご案内

ご質問やご相談は管理者までお気軽にお寄せください。

【法人におけるご利用者の個人情報の利用目的】

訪問看護を実施するため、以下の範囲で個人情報を利用させていただきます。

○ 訪問看護ステーション内での利用

- ・ ご利用者に提供する訪問看護サービス（計画・報告・連絡・相談等）
- ・ 医療保険、介護保険請求等の事務
- ・ 会計、経理等の事務
- ・ 事故等の報告、連絡、相談
- ・ ご利用者への看護サービスの質向上（ケア会議・研修等）
- ・ その他、ご利用者に係る事業所の管理運営業務

○ 他の事業所等への情報提供

・ 主治医の所属する医療機関、連携医療機関、ご利用者に居宅サービスを提供するほかのサービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（ただし、サービス担当者会議等への情報提供はご利用者

に文書で同意を得ます）、照会への回答

- ・ その他業務委託
- ・ 家族等介護者への心身の状況説明
- ・ 医療保険、介護保険事務の委託
- ・ 審査支払機関へのレセプト提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

○ その他上記以外の利用目的

- ・ 看護サービスや業務の維持、改善のための基礎資料
- ・ 訪問看護ステーションで行われる学生の実習への協力
- ・ 学会等での発表（原則、匿名化。匿名化が困難な場合は利用者の同意を得ます）

個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1. 使用する目的

利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施される

サービス担当者会議、介護支援専門員、相談支援専門員との連絡調整、医療関係者等において必要な場合

2. 使用する事業者の範囲

利用しているサービスの事業者、これから利用予定のあるサービスの事業者、利用関係者、保健所または市町村または学校等の公的機関等

3. 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れる事のないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

契約を証するため本書を2通作成し利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保管するものとします。

契約締結日 年 月 日

利用者 (契約者)	住所	〒 ※マンション・建物名も記載して下さい		
	ふりがな 氏名	印		
	生年月日		年齢	
	電話番号		メール	
緊急連絡先	ふりがな 氏名		関係	電話番号： メール：

代理人	住所	〒 ※マンション・建物名も記載して下さい		
	ふりがな 氏名	印		
	利用者との関係			
	電話番号		メール	

事業者	所在地	〒558-0004 大阪府大阪市住吉区长居東4丁目2番3号FRONT FIELD長居東2階C		
	事業者名	株式会社Guide People		
	代表者	森下 建一	印	
事業所	所在地	〒558-0004 大阪府大阪市住吉区长居東4丁目2番3号FRONT FIELD長居東2階C		
	事業所名	訪問看護ステーション欒～らん～		
	事業所番号	2762090633		
	管理者	森下 建一		
	電話番号	06-6654-3669 070-8363-6356	FAX	072-344-5397
	説明者	印		